

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和7年1月受付分）

<福祉推進のために>

○協栄ダム土地改良組合様（端野町） 32,067円

○高橋 知也様（留辺蘂町） 805円

<故人が生前お世話になったため>

○佐藤 正幸様（端野町） 20,000円

○高橋 金吾様（常呂町） 50,000円

○今部 直廣様（留辺蘂町） 10,000円

○山下 静子様（留辺蘂町） 10,000円

○本條 康浩様（留辺蘂町） 10,000円